

(佐賀県)

(佐賀県)

1 主要経済指標

年 月	推計人口 [各年10月1日 現在、各月1 日現在] (1)	個人消費		住宅建設	公共工事	鉱工業	賃金・雇用			企業倒産 (7)		消費者物価	日本銀行券 (9)		手形	県内銀行 (11)		年 月
		百貨店・ スーパー 販売額 (2)	乗用車新車 登録台数 (3)	新設住宅 着工戸数	公共工事 前払保証 請負金額	生産指数 (総合) (4)	賃金指数 (給与支給総額) (5)	所定外労 働時間数 (5)	有効求 人倍率 (6)	件 数	金 額	指数 (佐賀市) (8)	発行高	還収高	交換高 (10)	預金残高 [各年・月末]	貸出残高 [各年・月末]	
基準・単位	人	百万円	台	戸	百万円	H27年=100	R2年=100	時間	倍	件	百万円	R2年=100	億円	億円	百万円	億円	億円	基準・単位
令和 2年	811 442	○ 61 490	○ 14 066	4 409	○141 906	93.9	100.0	10.1	○ 1.07	42	5 944	100.0	○ 3 351	○ 196	235 989	28 378	14 050	令和 2年
3	805 721	○ 61 007	○ 12 868	5 112	○147 401	93.2	98.3	10.4	○ 1.26	22	1 795	99.4	○ 3 914	○ 279	213 641	29 699	14 240	3
4	800 511	…	○ 13 222	5 050	○126 937	94.3	103.4	9.8	…	22	3 156	101.6	○ 4 017	○ 295	172 112	30 455	14 499	4
令和 3年 9月	806 113	4 544	922	413	11 376	86.5	83.9	9.7	1.29	-	-	99.8	248	28	16 353	28 851	14 048	令和 3年 9月
10	805 721	4 959	819	408	17 279	93.5	87.9	11.1	1.31	3	118	99.6	316	20	11 710	29 249	14 087	10
11	805 446	5 334	1 140	587	6 373	90.7	90.3	11.0	1.31	1	40	99.7	286	19	18 780	29 350	14 111	11
12	805 017	6 499	1 041	414	4 301	90.5	171.4	13.0	1.29	2	182	99.5	678	20	15 854	29 699	14 240	12
令和 4年 1月	804 592	5 041	1 101	283	5 676	99.6	91.8	9.5	1.28	1	35	99.9	170	33	19 301	29 243	14 198	令和 4年 1月
2	803 838	4 373	1 119	417	6 529	98.3	85.7	10.6	1.31	2	246	99.9	214	35	15 769	29 368	14 260	2
3	803 244	4 981	1 651	232	19 893	94.0	89.8	9.7	1.33	4	903	100.3	385	23	18 214	30 632	14 259	3
4	800 678	4 874	794	521	19 622	95.0	88.7	10.6	1.33	2	345	101.2	484	19	13 444	30 324	14 238	4
5	801 036	5 111	740	413	12 927	94.8	89.2	9.4	1.33	-	-	101.4	176	22	22 577	30 504	14 406	5
6	801 241	5 040	983	408	15 610	94.7	154.4	9.2	1.33	1	35	101.5	325	29	20 189	30 623	14 395	6
7	801 250	5 448	1 078	469	20 338	96.7	111.3	9.8	1.35	1	267	101.6	388	11	12 586	30 546	14 452	7
8	801 104	5 319	804	458	12 607	98.6	91.2	9.2	1.34	5	797	101.8	303	26	20 806	30 297	14 466	8
9	800 883	4 855	1 149	435	10 216	90.8	87.3	9.3	1.35	1	60	102.3	338	28	15 024	29 995	14 414	9
10	800 511	5 229	1 020	477	7 944	92.8	85.9	9.5	1.34	1	177	102.9	250	18	13 032	30 110	14 411	10
11	800 138	5 458	1 097	488	8 353	91.4	92.3	10.3	1.38	1	21	103.0	276	14	1 165	30 288	14 424	11
12	799 757	6 869	1 058	449	4 635	87.1	173.2	9.9	1.43	3	270	103.3	735	24	…	30 455	14 499	12
令和 5年 1月	799 276	r5 485	1 170	406	4 492	93.4	95.1	10.8	1.39	1	35	103.9	132	48	…	30 211	14 478	令和 5年 1月
2	798 448	p4 712	1 357	435	3 507	96.2	86.1	11.0	1.42	2	189	103.1	264	32	…	30 116	14 542	2
3	797 889	…	1 972	412	6 681	…	…	…	…	5	307	103.5	346	26	…	30 967	14 517	3
4	795 157	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	4
前月比 (%)	(△2 732)	△ 14.1	45.3	△ 5.3	90.5	3.0	△ 9.5	1.9	(0.03)	150.0	62.4	0.4	31.1	△ 17.7	…	2.8	△ 0.2	前月比 (%)
前年同月比 (%)	(△5 521)	7.8	19.4	77.6	△ 66.4	△ 2.1	0.5	3.8	(0.11)	25.0	△ 66.0	3.2	△ 10.1	11.1	…	1.1	1.8	前年同月比 (%)
資 料 出 所	県統計分析 課 「佐賀県推 計人口」	九州経済 産業局	佐賀 運輸支局	国土交通省 「建設統計 月報」	西日本建設 業保証(株)	県統計分析 課 「佐賀県鉱工 業指数」	県統計分析課 「毎月勤労統計調査」	佐賀労働局	東京商工リサーチ	県統計分析課 「消費者 物価指数」	日本銀行佐賀事務所	佐賀県銀行協会		資 料 出 所				

(注) ○印は年度値。前月比、前年同月比の( )は増減差。pは速報値、rは確報値または改定値。

(1) 令和2年10月以降は、令和2年国勢調査(令和2年10月1日現在)の確報値を基礎とし、以降の動態の数値を加減して算出したもの。  
令和2年9月以前は、平成27年国勢調査の確報値を基礎とし、以降の動態の数値を加減して算出したもの。

(2) 従業員50人以上、売場面積1500㎡以上の百貨店、スーパーの販売額の合計。

(3) 普通車+小型四輪(軽自動車を含まない。)

(4) 季節調整済値。ただし、年計は原指数。前年同月比は原指数を比較したものである。  
令和元年7月公表分より平成27年を基準とした指数としている。  
それに伴い、過去の数値も遡及計算されたものを掲載している。

(5) 事業所規模30人以上。  
令和4年1月分公表時から、令和2年を基準とした指数としている。  
それに伴い、過去の数値も遡及計算されたものを掲載している。

(6) 新規学卒者を除きパートを含む。年初めに季節調整計算が行われ、令和4年12月までは、改定値となっている。  
前月比及び前年同月比は差(ポイント)を表す。年度分は原数値。

(7) 負債総額1,000万円以上。

(8) 令和3年7月公表分より令和2年を基準とした指数としている。

(9) 平成27年7月掲載分から、日本銀行佐賀事務所「佐賀県内銀行受払高時系列データ」による。

(10) 手形交換高は、電子交換への移行に伴い手形交換所が廃止されたため、令和4年11月2日までの集計である。

(11) 旧相互銀行を含む。

( 全 国 )

( 全 国 )

年 月	推計人口 [各年10月1日 現在、各月1 日現在] (1)	個 人 消 費		住宅建設	設備投資	公共工事	鉱工業	賃 金 ・ 雇 用		企業倒産(7)		貿易(通関) (8)		外 貨 準備高	物価指数		マネーストック	手 形	国内銀行	年 月
		百貨店・ スーパー 販売額 (2)	家計消費 支出 (3)	新設住宅 着工戸数	機械受注額 [船舶・電力 を除く民需]	公共工事 前払保証 請負金額	生産指数 (総合) (4)	賃金指数 (給与支給総額) (5)	有 効 求人倍率 (6)	件 数	金 額	輸 出	輸 入		国内企業 物 価 (9)	消 費 者 物 価 (10)	(M <sub>2</sub> ) 月中平均残高 (11)	交換高 (12)	貸出残高 (12)	
基準・単位	万人	百億円	円	千戸	億円	億円	H27年=100	R2年=100	倍	件	億円	億円	億円	百万米ドル	R2=100	R2=100	百億円	百億円	百億円	基準・単位
令和 2年	12 615	○ 1 963	277 926	815	95 570	○153 658	90.6	100.0	○ 1.10	7 779	12 200	683 991	680 108	○1 368 465	100.0	100.0	109 260	13 425	55 444	令和 2年
3	12 550	○ 2 000	279 024	856	102 086	○140 503	95.7	100.3	○ 1.16	6 030	11 507	830 914	848 750	○1 356 071	104.6	99.8	116 266	12 298	56 114	3
4	12 495	…	290 865	860	107 418	○139 937	95.6	102.3	…	6 428	23 314	981 750	1 181 410	…	114.7	102.3	120 121	10 532	58 846	4
令和 3年 9月	12 556	156	265 306	73	10 301	12 682	89.9	84.8	1.15	505	909	68 405	74 773	1 409 309	106.0	100.1	116 915	1 197	55 667	令和 3年 9月
10	12 550	165	281 996	78	7 716	10 767	91.8	85.2	1.16	525	985	71 832	72 582	1 404 520	107.7	99.9	117 056	826	55 630	10
11	12 544	171	277 029	73	8 071	7 534	96.4	88.8	1.17	510	941	73 670	83 239	1 405 754	108.4	100.1	117 567	965	55 836	11
12	12 538	214	317 206	68	9 874	6 859	96.6	171.4	1.17	504	932	78 812	84 701	1 405 750	108.4	100.1	117 821	1 003	56 114	12
令和 4年 1月	12 531	168	287 801	60	7 116	5 209	94.3	86.3	1.20	452	669	63 303	85 504	1 385 932	109.4	100.3	118 132	937	55 977	令和 4年 1月
2	12 519	150	257 887	65	7 113	5 897	96.2	84.5	1.21	459	710	71 889	79 005	1 384 573	110.3	100.7	117 890	790	56 171	2
3	12 510	171	307 261	76	14 299	14 499	96.5	90.7	1.23	593	1 697	84 585	89 234	1 356 071	111.4	101.1	118 332	1 126	56 719	3
4	12 507	162	304 510	76	9 290	20 105	95.1	88.7	1.24	486	813	80 756	89 305	1 322 193	113.2	101.5	120 185	735	56 684	4
5	12 507	168	287 687	67	7 689	12 672	88.0	87.0	1.25	524	874	72 514	96 175	1 329 651	113.3	101.8	120 428	1 140	56 855	5
6	12 510	167	276 885	75	9 875	16 519	96.1	141.9	1.27	546	12 326	86 139	99 889	1 311 254	114.3	101.8	120 782	897	57 225	6
7	12 513	177	285 313	73	8 656	12 924	96.9	118.1	1.28	494	846	87 531	101 750	1 323 034	115.2	102.3	120 880	714	57 455	7
8	12 508	168	289 974	78	8 045	11 562	100.2	87.8	1.31	492	1 114	80 606	108 510	1 292 072	115.7	102.7	120 882	940	57 626	8
9	12 497	163	280 999	74	10 601	12 985	98.5	86.7	1.32	599	1 449	88 177	109 169	1 238 056	116.9	103.1	120 755	842	58 028	9
10	12 495	173	298 006	77	7 745	10 558	95.3	86.4	1.34	596	870	90 013	111 728	1 194 568	118.1	103.7	120 644	703	58 203	10
11	r12 491	176	285 947	72	7 770	6 961	95.5	90.5	1.35	581	1 156	88 368	108 688	1 226 332	119.1	103.9	121 249	875	58 393	11
12	12 484	223	328 114	67	9 221	6 283	95.8	178.4	1.36	606	792	87 869	102 455	1 227 576	119.8	104.1	121 283	832	58 846	12
令和 5年 1月	12 477	177	301 646	64	7 438	5 088	90.7	87.0	1.35	570	565	65 506	100 570	1 250 228	119.8	104.7	r121 325	803	58 794	令和 5年 1月
2	12 463	158	272 214	64	7 808	8 978	94.9	85.2	1.34	577	966	76 543	r85 742	1 226 044	r119.4	104.0	r120 914	664	…	2
3	12 449	…	…	74	…	15 301	…	…	…	809	1 474	88 240	p95 791	…	p119.4	104.4	121 364	…	…	3
4	p12 447	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	4
前月比 (%)	(△ 2)	△ 10.5	△ 9.8	14.4	5.0	70.4	4.6	△ 2.1	(△0.01)	40.2	52.7	15.3	11.7	…	0.0	0.4	0.4	△ 17.3	…	前月比 (%)
前年同月比 (%)	(△ 60)	5.2	5.6	△ 3.2	9.8	5.5	△ 0.5	0.8	(0.13)	36.4	△ 13.1	4.3	7.3	…	7.2	3.2	2.6	△ 15.9	…	前年同月比 (%)
資 料	総務省 「人口推計」	経済産業省 「商業動態 統計」	総務省 「家計調査 報告」	国土交通省 「建設統計 月報」	内閣府 「機械受注統 計調査報告」	西日本建設業 保証(株)	経済産業省 「鉱工業生産・出 荷・在庫指数」	厚生労働省 「毎月勤労 統計調査」	厚生労働省 「一般職業 紹介状況」	東京商工リサーチ	財 務 省 「 貿 易 統 計 」	日 本 銀 行 「 金 融 経 済 統 計 」	日 本 銀 行 「 企 業 物 価 指 数 」	総務省 「消費者物価 指数月報」	日 本 銀 行 「 金 融 経 済 統 計 」	佐賀県銀行 協会 全国銀行協会	日 本 銀 行 「 金 融 経 済 統 計 」			資 料

(注) ○印は年度値。前月比、前年同月比の( )は増減差。 pは速報値、rは確報値または改定値。

(1) 令和2年10月以降は、令和2年国勢調査を基準として算出したもの。

令和2年9月以前は、平成27年国勢調査を基準として算出したもの。

(2) 従業員50人以上、売場面積1500㎡以上の百貨店、スーパーの販売額の合計。

(3) 二人以上の世帯1世帯の1か月当たり消費支出。

(4) 各年の指数は原指数。各月の指数は季節調整済指数。前年同月比は原指数を比較し、前月比は季節調整済指数を比較したものである。

(5) 厚生労働省が公表する平成29年1月分の確報から、事業規模別の区分が「30人以上」から「5人以上」に変更になったことを受けて

同様の変更を行った。

令和4年1月分公表時から令和2年を基準とした指数としている。

それに伴い、過去の数値も遡及計算されたものを掲載している。

(6) 新規学卒者を除きパートを含む。年初めに季節調整計算が行われ、令和4年12月までは改定値となっている。前月比及び前年同月比は差(ポイント)を表す。年度分は原数値。

(7) 負債総額1,000万円以上。

(8) 月額は遡及訂正されることがある。

(9) 令和4年5月公表分より令和2年基準指数を適用。それに伴い、過去の数値も遡及計算されたものを掲載している。

(10) 令和3年7月公表分より令和2年を基準とした指数としている。

(11) 原則として前年分の確報データがそろった時点で、定例の季節調整替えが行われている。各年の数値は年平均の値。

(12) 手形交換高は、電子交換への移行に伴い手形交換所が廃止されたため、令和4年11月の数値は、手形交換所分(11月2日まで)と

電子交換所分(11月4日以降)の単純合計。令和4年12月以降の数値は電子交換所分。令和4年の数値は手形交換所分と電子交換所分の単純合計。

なお、電子交換所移行後の統計には、一般的には次の内容も対象に含まれる。①法務大臣指定を受けていない手形交換所で交換されていた

手形・小切手等、②交換取立に付されず、取立金融機関が支払金融機関の店頭で呈示していた手形・小切手等、③支払金融機関が遠隔地に

存在するため取立金融機関が郵送により取立を行っていた手形・小切手等、④個別金融機関内で取立・支払を行う手形・小切手等